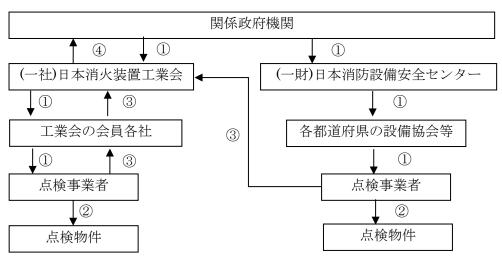
駐車場用の泡消火設備と使用する泡消火薬剤の調査方法について

1. 調査の流れ(概要)



- ① 調査依頼 (調査対象、シールの貼付方法、調査結果の報告の方法)
- ② 調査・登録することを防火対象物の関係者にお知らせ、調査、シールの貼付
- ③ 調査結果報告(調査結果を管理台帳へ記入しFAXにて報告)
- ④ 各点検事業者からの調査結果報告を取りまとめ報告

2. 調査対象

- (1) 点検事業者が点検を行っている駐車場向け泡消火設備物件を対象とします。
- (2) 現時点で点検を実施している事業者の方が調査・報告してください。(現在点検契約をしていない物件は、調査・報告の対象外です。物件の二重登録の原因になります。)
- (3) 泡消火薬剤貯蔵槽毎の調査とします。
- (4) 泡消火薬剤貯蔵槽の他、ポリ缶等に入った予備の泡消火薬剤も対象です。

3. 調査期間

令和5年(2023年)12月1日~令和6年(2024年)年5月31日 (調査期間終了後も泡消火薬剤の種類を問わず調査結果の報告を継続して受け付けます)

4. 調査方法

- (1) 調査対象物件に関して下の項目を調べてください。なお、調査の方法(点検時に調査する、調査のために現地訪問する、改修工事に併せて調査する等)は問いません。
- (2) 調査は、調査者の責任における自主申告とし、第三者の立会等は不要です。調査したら予め(一社) 日本消火装置工業会から入手した図-1のシールを泡タンクの見やすい位置に貼付してください。図 -2に貼付イメージを示します。
 - ①泡消火薬剤の型式番号

(泡第○○~○○号)

- ②泡消火薬剤貯蔵槽に入っている泡消火薬剤の量
- ③ポリ缶等に入った泡消火薬剤の型式番号

(泡第○○~○○号)

- ④ポリ缶等に入った泡消火薬剤の量
- ⑤既に図-3 に示す「PFOS含有泡消火薬剤 管理台帳登録済証」が貼付されている場合はその管理番号
- ⑥⑤の登録済証が貼付されておらず、調査時に泡消火薬剤の交換を行う場合は、交換前及び交換後

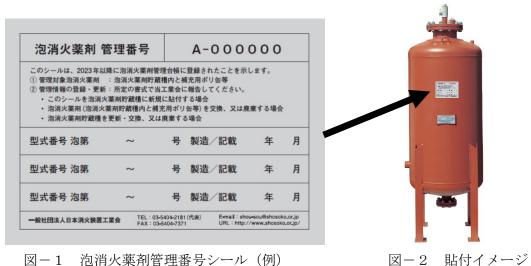


図-1 泡消火薬剤管理番号シール (例) (灰色地に黒文字)

図ー2 貼付イメージ



図-3 PFOS含有泡消火薬剤 管理台帳登録済証(例) (黄色地に黒文字)

5. 報告内容

4. 調査方法で確認した①から⑥までの各項目および「都道府県」「泡消火薬剤管理番号シールの管理番号」を管理台帳に記入し、(一社)日本消火装置工業会まで報告してください。

■報告先

(一社) 日本消火装置工業会 TEL:03-5404-2181 (代表)

■報告方法

FAX (03-5404-7371) による報告をお願いします。(原則: FAX のみです)

■問い合わせ方法

電話 (03-5404-2181) またはメール (shou-sou@shosoko.or.jp) にて

6. シールの入手方法

点検事業者や会社単位等、できるだけ取りまとめて(一社)日本消火装置工業会ホームページ掲載の「駐車場用泡消火設備の「泡消火薬剤管理番号」シール発行のご案内」の注文書にて(一社)日本消火装置工業会へ依頼してください。郵送します。

なお、シールおよび送料は当面の間、無料です。

依頼先は以下になります。

一般社団法人日本消火装置工業会 事務局 アドレス : shou-sou@shosoko. or. jp

URL : http://shosoko.or.jp/

電話番号 : 03-5404-2181

依頼時には以下の情報を伝えてください。

- 氏名
- 住所
- 会社名
- 所属部署
- ・電話番号(固定電話および携帯電話)
- 必要枚数

7. シール貼付状況による対応方法(5通り)

